

外国人集住都市会議オンラインシンポジウム 2024

多文化共生は全国の課題へ

～地域社会の最前線を知るキーパーソンと考える

これからの多文化共生社会に求められること～

会議録

開催日時 令和6年11月8日(金) 13:00～16:50

開催方法 オンライン配信(Zoom ウェビナー)

共催 外国人集住都市会議

公益財団法人 笹川平和財団

外国人集住都市会議オンラインシンポジウム 2024 会議録

※本会議録は、シンポジウム中の各登壇者の発言の一部を抜粋したものです。

※敬称略

1 開催日時

令和6年11月8日(金)13:00～16:50

2 開催方法

オンライン配信(Zoom ウェビナー)

3 共催

外国人集住都市会議、公益財団法人 笹川平和財団

4 後援

多文化共生推進協議会、一般財団法人自治体国際化協会

5 申込者

667名

6 テーマ

多文化共生は全国の課題へ
～地域社会の最前線を知るキーパーソンと考える
これからの多文化共生社会に求められること～

7 会議録

開会挨拶

総社市長 片岡 聡一(座長都市)

私には3つのミッションがある。①参加都市を増やし、団結力のある新たな組織を作ること、②これまでのラテンアメリカ系との共生をこれからのアジア圏の受入れに繋げていくこと、③自治体間で外国人の奪い合いをすることなく、新しい共生社会を作っていくことである。このことを踏まえ、来年のそうじゃ会議へ繋げていきたい。



【写真】開会挨拶を行う片岡市長

共催者挨拶

公益財団法人 笹川平和財団 理事長 角南 篤

当財団は、2008 年から共生社会に向けた調査・提言をコミュニティの方々と円卓会議等を通じて行っており、第三国定住難民の受け入れの拡大・制度改善の提言をしてきた。

現在は、新人流時代の共生社会モデル構築事業として、循環型、定住型の様々な形の国際人流に伴う課題について、地域レベルの自助共助の仕組みに着目し、国内外へ発信を行っている。我々としても、移民問題が世界的にも大きな政治課題となる中で、各市区町村の取組を学びながら、共生の世界を作っていく上で日本の取組が世界に向けても貢献できるよう、その一助として貢献させていただければと思う。



【写真】共催者挨拶を行う角南理事長

基調講演

基調講演①「世界から見た日本の多文化共生の現在地」

筑波大学 人文社会系 教授 明石 純一

多文化共生は、全てを受け止める性質がある。概念としては曖昧であり、曖昧であるからこそ、できることから着手しようという姿勢や取組が集住都市を中心に広まり普及したのではない。今や多文化共生は日本全国どの地域にとっても無縁ではなく、ゆえに外国人集住都市会議の経験や役割が一層重いものとなっている。本日のテーマである「多文化共生は全国の課題へ」を念頭に置けば、多文化共生は地域性や地域を支える人々の思いに沿ってカスタマイズされていくものであり、その試行錯誤の経験こそが共生に向けた次の活動への推進力となる。その意味でも、多文化共生に従事する個人や団体を支える制度設計が求められる。



【写真】筑波大学 明石教授

公益財団法人 笹川平和財団 社会イノベーション推進グループ研究員 岩品 雅子

日本への国際移住者は、就労、生活、日本語学習、保健医療等、様々な課題に直面する。中でも定住が長期化すると、子どもの教育や母語、母文化の継承を考えていく必要がある。このような中、外国人労働者とその家族の増加により、今後、日本語指導が必要な子どもが増加していくことが予想される。

日本国籍であっても家庭で使用している言葉が母国語であれば同様である。日本語指導が必要な児童生徒が在籍している市区町村数は 60.4% に上っている。集住地域に学び、



【写真】笹川平和財団 岩品研究員

地域の特性を活かしながら、先進的な取組を進める非集住地域もある。そのような先進的な非集住地域の共通項として、「ニーズ調査と計画段階からの当事者の参画」、「日本人と外国ルーツの人々の協働に基づくコミュニティ活動」、「外国人に限定しない共生社会づくり」などがあり、非常に重要だと考える。日本が多文化共生社会に向けて重要な転換点にある今日、集住地域と非集住地域の学び合いの機会を作っていきたい。

基調講演②「育成就労制度の成立とこれからの共生の在り方について」

出入国在留管理庁 在留管理支援部長 福原 申子

2024 年6月、現行の技能実習制度に替わる育成就労制度を創設等するための改正法が国会で成立した。国内の労働力不足、海外との人材獲得競争を背景として、働き先として日本の魅力を高め、国内産業の維持発展に必要な人材を確保することが法改正の目的である。新制度では、外国人が日本でスキルアップしながら長く活躍できるものとする。その一つとして、日本語能力を段階的に上げていく仕組みとなるよう、企業による日本語教育を促進していく。育成就労では、地域協議会が設置され、行政機関と自治体が協力し、受入れ環境整備に取り組んでいくこととなる。新制度のもとでも企業が地方自治体に協力しながら、共生社会づくりに取り組むことが期待される。そのため、出入国在留管理庁では、生活オリエンテーション動画の配信や外国人支援コーディネーターの養成に取り組んでおり、コーディネーターの養成については、今後、学校や企業、民間支援団体にも拡大していく予定である。これまで実施している一元的相談窓口への財政支援、通訳支援、研修等についても、地方自治体からの声を聞きながら一層の質の向上を図っていく。改正法は 2027 年4月から6月を目途に施行することを予定している。地域の産業の維持発展と社会の活性化に繋がるよう、引き続き関係機関による連携をお願いする。



【写真】出入国在留管理庁 福原部長

基調講演③「国内の日本語教育の動向」

～各実施主体の役割と新制度の活用に焦点を当てて～

文部科学省 総合教育政策局 日本語教育課長 今村 聡子

これまでの日本語教育には、「教育の質」「情報発信」「地域間格差」の3つの課題があった。新たな法律である「日本語教育機関認定法」によって、日本語教育機関の認定制度、登録日本語教員制度が創設され、認定された日本語教育機関等は文部科学省の Web サイトにおいて多言語で公表される。これにより、日本に来る前に、どこで日本語を学ぶかを選ぶことができる。また、日本語教師の資格については、必要な知識等を試験で測り、現場での実践研修の修了な

どの要件を満たした方に対して、国家資格である「登録日本語教員」を付与していく。加えて、「日本語教育の参照枠」を教育の内容、方法、評価に参照できるよう普及を促進し、これまでの日本語の「何を覚えたか」という考え方ではなく、日本語を使って「何ができるようになったか」という考え方で学習成果を測っていく。また、新制度と併せて地域における日本語教育では、日本語教室がない市区町村(日本語教室空白地域)の解消を進めており、近年では減少傾向にある。これは、「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」をはじめとするこれまでの施策推進の結果であると考えており、今後は近隣自治体間の連携やオンラインの活用も含めて同事業を活用いただければと思う。外国人労働者への日本語教育については、受入れに関わる機関や企業等において、認定日本語教育機関に対し教育投資を促す形で日本語教育が提供できる仕組みを創出したい。こうした在り方の全国への展開を目指し、現在、新たに予算要求をしているところである(認定日本語教育機関活用促進事業)。



【写真】文部科学省 今村課長

パネルディスカッション①「変わりゆく外国人住民とこれからの多文化共生」



■登壇者

- ①岡山県総社市長 片岡 聡一（座長都市）
- ②アラウコ マリア(ペルー)
- ③矢口 エミリ 沙織(ブラジル)
- ④ホー ヴァン トゥイ(ベトナム)
- ⑤出入国在留管理庁 在留管理支援部 部長 福原 申子
- ⑥総務省 自治行政局国際室 室長 黒田 夏子
- ⑦文部科学省 総合教育政策局国際教育課 課長 中野 理美
- ⑧厚生労働省 職業安定局外国人雇用対策課 課長 川口 俊徳

■コーディネーター

明治大学 国際日本学部 教授 山脇 啓造

○アラウコ マリア（ペルー）

来日当初(1990 年代)は、外国人を受入れる体制が整っていなかった。親が日本の教育システムを理解しておらず、親からのアドバイスをもらえず苦労した時期もあった。大人になってから来日すると、日本語・文化の理解が難しい。外国にルーツがあることはマイナスではなく、むしろプラスに変えることもできる。学校に通訳者は必要不可欠、子どもはほっといても覚えるが親は難しい。外国にルーツのある人の高齢化もある。外国人施策は、外国人への優遇ではなく、足りない部分を補っているという考え方をもっと知っていただきたい。

○矢口 エミリ 沙織（ブラジル）

現在在学中であり大学では、ブラジルコミュニティ関連の活動を行っている。外国籍の子どもへの学習支援においてキーワードになってくるのが、「正確な情報の提供」である。大学で行ったアンケートでは、年齢が上がるにつれ、子どもと親のコミュニケーションギャップが生じるといった結果も出ている。親との言語の壁、文化の違い、学校の進路システムの不十分な理解によって、食い違い等により、子どもの負担になることもある。学校側が子どものサポートと同時に、親への情報の提供と共に親への理解を進めていくことが重要。

○ホー ヴァン トゥイ（ベトナム）

兄は韓国を選び、自身は日本で働くことを決めた。日本を選んだのは、日本の技術や文化を学びたかったことと、日本人の友達を作りたいと思ったことにある。外国人に優しい日本人とも出会うことができ、地元の外国人コミュニティに参加することもできたことでお互いの（心の）距離を縮めることができた。しかし、知人からは悪い話も聞く。同じアパートに大人数で住まわされ、プライバシーもない状況にあり、悪い環境でハラスメントもあると聞く。日本に関するオリエンテーションがないことで、文化の違いなどからトラブルになることもある。日本がこれから外国人労働者を受入れるのであれば、外国人労働者をきちんと見守り、その権利を保障できる法律も整えてほしい。日本が選ばれる国になるには、受け入れる側の整備を進める必要がある。全国的な総合相談窓口が設置されているが、もっと相談しやすい仕組みにしていただけると助かる。例えば、多くの外国人は携帯電話を持っているが、携帯の電話番号を持っていない。だから相談窓口で電話をかけることはできない。また、相談窓口の営業時間は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの場合が多い。このことから、SNS 対応など、利用しやすいようにしてほしい。とりわけ技能実習生については、組合や企業から相談するのではなく、本人から相談できるようにしてほしい。当然の権利が守られ、安心して生活できるよう願っている。そうすることで、（良い評判が）口コミで広まり、日本が選ばれる国になると思う。

○総社市長 片岡 聡一

日本に住む外国人を日本人はもっと大切にしないといけない。そう思う理由は、①外国人の自殺を防げなかったこと、②100 年前、ラテンアメリカへ向かった日本人が現地の人々に助けられたことの2つがある。様々な課題があるが、中でも医療の充実が必要不可欠。特に精神科、心療内科。若者も含め多くの日本人もメンタルで病む中で、外国人も助けられる仕組みを作っていく必要がある。これから日本人の垣根を取り除き、外国人に優しい社会を作っていく。今が端境期であり、今がラストチャンスである。

○出入国在留管理庁 在留管理支援部長 福原 申子 氏

海外との人材獲得競争で想定される国は、韓国、台湾である。韓国の方が賃金が高く、韓国の試験を落ちたから日本に来たという事例も聞いている。そのような中、職場の人権侵害は根絶しなければならない。入管では「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」という取組を進めており、不法就労対策だけでなく、外国人の適切な雇用について呼びかけを行っ

ている。例えば異文化理解や雇用契約についての十分な説明を行い、外国人に対するハラスメントには適切に処置をしていただきたい。また、入管においても、企業に人権侵害があった場合、外国人材の受入れができないよう対処をしているところである。それから、相談窓口については、SNS の活用は今後どのようにしていくかは考えていく。一方で FRESC(外国人在留支援センター)における在留相談について、インターネット予約も実施しているため、その点はより周知していきたい。

○総務省 自治行政局国際室長 黒田 夏子

子育てに限らず、ただ行政情報を発信するのではなく、伝わるように伝えていくことが必要。アプリや SNS で、多言語ややさしい日本語で情報発信している自治体もある。総務省としては、好事例の情報を発信しつつ、財政措置により自治体を支援していきたい。

○文部科学省 総合教育政策局国際教育課長 中野 理美

日本語指導が必要な児童生徒は全国的に増加している。特に進路、キャリアに関する情報を保護者にも、子どもにもしっかりと伝えていくことが重要。義務教育段階の取組は進んでいるが、その後の高校でのキャリア教育・支援が非常に大きな課題である。日本語指導が必要な生徒の高校、大学等への進学率は全体の値よりも低く、高校中退率や非正規職員率は高い結果となっている。これらの課題について、自治体に対する補助金などにより支援を行っているところである。さらに、調査研究を通して好事例などを示していきたいと考えている。今後、ICT も含めてやるべきことが多くある。

○厚生労働省 職業安定局外国人雇用対策課長 川口 俊徳

暴力や暴言、ハラスメントはあってはならないのは当然。過去には SNS を通じて、母国にも情報が広まったこともある。1つの事例が全体の事象であると判断され、その産業が選ばれなくなる。自国の労働者を他国に送り出している国において、日本は全体の1～2%に過ぎない。何もしなくても日本が選ばれ続けるかというところではない。その中で、育成就労制度は、人手不足の深刻化や国際的な人材獲得競争の激化を背景として改正されたものであるが、改正内容としては仕組みの厳格化を図っていく。暴力やパワハラがないように、また、仮にあったあるいはその兆候があった場合、いち早く捉えて改善できるようなものとして進めていかなければならない。

○総社市長 片岡 聡一

※各登壇者の発言を受けて

同じ日本でありながら、住んでいる市区町村によって、外国人の境遇が全く異なる。その意味でも外国人集住都市会議の会員都市を増やし、全国どこに住んでも同じサービスが受けられるようにしていけないといけない。総社市においても、質の高い相談窓口を実現している結果、中国地方・四国地方一帯から相談に来る。また、外国人労働者に対する暴力などを行う企業には、一定期間のペナルティではなく、外国人労働者を雇用する権利をはく奪するぐらいの

制度にしないといけないと思う。もっと優しい国にならないといけない。

○明治大学 国際日本学部 教授 山脇 啓造 氏

片岡市長から集住都市会議の会員都市が減っているとの発言があった。自治体間のグッドプラクティスの共有は必要と考えるが、その点について、総務省の黒田室長の見解はいかがか。

○総務省 自治行政局国際室長 黒田 夏子 氏

自治体によっては、外国人が増加傾向にあり、これから多文化共生に取り組んでいかなければと考えているところもある。多文化共生は外国人集住都市が先行して、国が後追いついたという歴史がある。総務省としては各自治体の成功事例を集めて取りまとめ、ホームページを通じて、全国へ広めていきたいと考える。

※以下終了に当たっての主なコメント

○アラウコ マリア（ペルー）

学校で通訳者の存在が不可欠である一方で通訳者の活用方法を間違わないようにしてほしい。子ども達は初期指導を受けて、日本語の勉強をすることで、あとは日常生活で日本語を身に付けていく。一方で、親はそうはいかない。通訳者の存在が親への支援となるよう、通訳者の人材確保をお願いしたい。また、通訳をしたくても生計を立てられないといった通訳者もいる。

○明治大学 国際日本学部 教授 山脇 啓造

《パネルディスカッション①総括》

外国人集住都市会議の今後の方向性として、片岡市長から今までラテンアメリカの人々と考えてきた共生の問題をこれからはアジアの人々とも考えていきたいという問題提起があった。その意味でも、今回、3名の外国にルーツのある方に登壇にいただいたことに大きな意義がある。「集住」という言葉が難しいと言われることを考えると、名称を考え直すところから新しい組織として発展していけるとよいだろう。それから、今後、人口減少社会が進む中で、様々な自治体が外国人の受入れに注力していくが、外国人の奪い合いになってはいけないという重要な指摘もあった。自治体間が情報交換等を行うことで、お互いにとってプラスになるような会議として発展していくとよい。

パネルディスカッション②

「日本語教育から考える“地域の多文化共生社会”の実現
～企業における日本語教育の促進と地域の日本語教室からみた日本語教育の
現状について～」



■登壇者

- ①三重県鈴鹿市長 末松 則子
- ②岐阜県可児市長 富田 成輝
- ③大泉国際交流協会 会長 糸井 昌信
- ④株式会社トピア 専務取締役 小林 龍浩
- ⑤出入国在留管理庁 在留管理支援部 部長 福原 申子
- ⑥文部科学省 総合教育政策局日本語教育課 課長 今村 聡子
- ⑦厚生労働省 職業安定局外国人雇用対策課 課長 川口 俊徳

■コーディネーター

明治大学 国際日本学部 教授 山脇 啓造

○三重県鈴鹿市長 末松 則子

外国人労働者とその家族を「地域の生活者」としていかにして受け入れ、いかに定住を促進していくのかが国や地方自治体に課せられた課題である。そこで極めて重要な課題の一つが

「言葉の壁の解消」である。2022 年に実施したアンケートでは、多くの日本人は交流の課題に「言葉の違い(48.2%)」と回答しており、交流する場として最も多い場所は、日本人も外国人も「職場」と回答している。加えて、本年、市内企業を対象に実施したアンケートでは、外国人を雇用する上での課題として、「日本語能力(81.1%)」と回答した企業が最も多かった。一方で、実際に企業内で日本語教育を行っている企業は15.1%という結果であった。その要因としては、日本語教育にコストがかかることや日本語教育推進法の事業主の責務を知らないことなどが挙げられる。また、地域の日本語教室の負担も増加している。育成就労制度の施行が約3年後に控える中で、今後、企業の日本語教育を推進していくためには、企業と行政の連携を進める必要であり、その取組の結果として、外国人住民が企業において活躍し、地域において、いきいきと自分らしく生活できるような地域社会を作ることができると思う。

鈴鹿市としては 15%を決して高いとは認識していない、しわ寄せが地域の日本語教室に及んでいる現状を正すためには、その過渡期であり、国の支援が必要である。

○岐阜県可児市長 富田 成輝

全国市長会の外国人受入れ問題に関する検討部会の立場で登壇している。人口の特徴として、県内外国籍児童生徒の内 23.5%が本市にあり、外国籍の子ども達が非常に多い。その要因は、家族で住む定住の外国籍市民が多いことにある。市内の児童生徒数は減少傾向にあるが、外国籍児童生徒数は増加傾向にある。2005 年から小学生向けの日本文化・生活・日本語の基礎の教室を開催している(ばら教室 KANI)。また、2008 年には多文化共生センターを設置し、情報提供・学習支援・市民相談等を行っている。今後の課題は、①予算のほとんどが一般財源である点、②子どもたちの高校、大学進学等のキャリア支援について、どのように対応していくかが挙げられる。

○大泉国際交流協会会長 糸井 昌信

私どもの協会では、役員が 20 名ほどいるが、全て無報酬で行っており、1995 年の協会発足当時から日本語講座を行ってきている。過去には町内の代表企業に日本語学習の協力を依頼したがうまくはいかなかった。最近では、受講者が指導者になるケースも見られる。受講者20名に面談を行ったところ、「仕事に日本語が必要だから学ぶ」、「仕事を探すために日本語が必要」、「小学校へ入学するため」、「職場などで勉強する場、機会がない」といった声があった。また、保護者が日本の教育を受けていないと子どもの宿題を見られない。現在は元企業戦士や元教職員等の活躍により何とか運営しているが、支援が継続していけるかが課題である。また、多様化する課題に対して、他団体、機関とのより緊密な連携が必要となる。

○株式会社トピア 専務取締役 小林 龍浩

全体の 14%が外国籍従業員であり、元技能実習生が中国の工場で管理職として働いている例もある。日本語教育については、週2回(120 分/回)、学校から先生を招いて実施している。日本語ができないと、「技術習得に時間がかかる」、「日本の文化や習慣、法律を知らない」、「知り合いが少なく孤独感を感じる」といった問題が生じるが、しっかりとルールを教えれば、

それを理解し、守る人たちである。行政への要望としては、①コミュニティを増やし、相談できる場を増やしていただきたい、②補助金の検討の2点がある。日本語教育は、時間と費用がかかるため、補助金等を前向きに検討いただきたい。加えて、海外で日本の魅力をもっとPRしていただき、日本に來たいと思える方を増やしてほしい。弊社は、日本人市民も外国人市民も公平に、來日当初は方言を使わないようにするなど、より良い関係をこれからも築いていきたい。

○出入国在留管理庁 在留管理支援部長 福原 申子

企業の日本語教育は、特定技能においては支援の一環として日本語教育機会の提供が義務付けられており、技能実習制度では優遇措置の加点要件になっている。育成就労制度においても、ステップアップするために日本語の試験に合格することが必要であるため、企業で支援していかざるを得ないと考えており、学習支援を優遇措置の要件にすることも含めて検討していきたい。また、留学生や技人国(技術・人文知識・国際業務)の増加により家族滞在も増加している中で、家族滞在の内0歳から4歳までが2割を占めている。日本で出生する人も増加している。当事者の日本語能力の向上とともに、行政窓口でのやさしい日本語の活用を促進していくことに努めていきたい。

○文部科学省 総合教育政策局日本語教育課長 今村 聡子

日本語教育推進法において事業主の責務が定められていることが産業界に認知されていないことや、地域の日本語教室の負担が増加傾向にあることは認識している。それらのことを踏まえ、登録日本語教員等の仕組みづくりに取り組んでいるところである。それと同時に、基調講演で申し上げたように、企業等からの教育投資により日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルを提示し、産業界による教育投資を促進したい。

○厚生労働省 職業安定局外国人雇用対策課長 川口 俊徳

ハローワークで外国人のための就職支援を行っている中で、身分系の日系人を中心に利用されているが、近年、技能実習生や特定技能が増えていることから、ハローワークとしてもポルトガル語通訳がいれば何とかなるというフェーズではなく、多国籍化に対応していく必要がある。あらゆる在留資格において、日本の企業に就職しようとした場合、最大の障壁は日本語である。外国人就労・定着支援事業で約2か月間、日本語を学ぶことで就職に繋げていただく取組を進めている。本事業についても、今後、夜間の開講や短期集中でない開催等、様々な形態の外国人に対応していくことが今後の課題である。育成就労制度では、入国時点で日本語能力を身に付けていただくなど、長く日本で活躍するための制度にしていく。

○明治大学 国際日本学部 教授 山脇 啓造

鈴鹿市の調査で日本語教育を実施している企業の割合が15%という数値であったが、その点について、どう感じているか。また、厚生労働省として、全国のデータを把握しているか。

加えて、文部科学省もデータを把握しているか。

○厚生労働省 職業安定局外国人雇用対策課長 川口 俊徳

15%というのは高い数値だと感じる。厚生労働省として、実態把握はできていない。

○文部科学省 総合教育政策局日本語教育課長 今村 聡子

文部科学省としては、昭和の時代から「日本語教育実態調査」により、日本語学校と地域の日本語教室、それ以外でも日本語教育を行っている施設・機関を対象として、文部科学省が把握しているところに限って調査をしている。その中には、就労する外国人に対して日本語教育を行っている機関も一部含まれているが、現場の日本語教育の在り方は各主体の創意工夫により派遣型など多様となっており、実情を網羅的には把握できていない。

○明治大学 国際日本学部 教授 山脇 啓造

小林専務の発表が大変興味深かった。「外部教師を週2回招いている」とあったが、これは日本語学校からということか。また、外国人社員には、どのようなインセンティブがあるのか。

○株式会社トピア 専務取締役 小林 龍浩

最初は地元の大学の先生に相談してスタートした。初級クラスや中級クラスなどがある中で、1人では教えられないので、現在は大学や日本語学校から交代制で5名の先生に教えてもらっている。インセンティブとして、出席した従業員には手当を支給している。

○明治大学 国際日本学部 教授 山脇 啓造

トピアさんの事例について、末松市長はいかが感じているか。

○三重県鈴鹿市長 末松 則子

本市において、先進的にリーダーシップを取っていただいている企業である。グローバル人材をしっかりと教育いただくことで、労働者、生活者として受入れていただいている。市内の外国人市民の国籍数が60を超える中で、行政窓口では通訳職員や通訳タブレットにより対応を行っている。一方で、企業では専門的な用語や日常生活のコミュニケーションなどを取る必要がある中で、企業にも応援していただき、我々、行政もしっかりとサポートしていき、両方で日本語教育を進めていく。また、「やさしい日本語」の普及も注力していく。

○明治大学 国際日本学部 教授 山脇 啓造

今村課長から、「企業が従業員を地域の日本語教室に送り込むケースがある」との話があったが、可児市ではどのような実態か。

○岐阜県可児市長 富田 成輝

多文化共生センターフレビアでは、日本人の経営者や従業員に対して「やさしい日本語」を教えてコミュニケーションを図る取組をしている。

○明治大学 国際日本学部 教授 山脇 啓造

オンラインで可児市国際交流協会によるやさしい日本語のセミナーを拝見したが、良い取組であると思った。企業の日本語教育について、大泉町はどのような状況か。

○大泉国際交流協会会長 糸井 昌信

町内外の主に中小企業から依頼があれば受け入れている。中小企業だと、学ぶ時間も、金銭面も苦しいと感じる。

○明治大学 国際日本学部 教授 山脇 啓造

日本語教育推進法で、日本語教育が企業の努力義務に位置付けられたが、自治体やNPOなどからは「実態は変わっていない」との声を聞く。その点について、省庁の見解はいかがか。

○出入国在留管理庁 在留管理支援部長 福原 申子

育成就労は3年間しかないとなる中で、長く働いていただくには必ず日本語の試験を受けていただく必要があり、企業としても長期雇用を考えると積極的に支援していくインセンティブが働くと考える。企業にも日本語教育を積極的に取り組んでいただく仕組みを作っていきたい。

○文部科学省 総合教育政策局日本語教育課長 今村 聡子

育成就労法では、在留資格に日本語能力が連動する中で、段階的に日本語能力を高めていく仕組みがビルトインされた。日本語学習者となる外国人労働者にとっても強いインセンティブになる。雇用する企業においても教育訓練など、企業における取組の一環として投資していくことがインセンティブになり、企業自体の競争力の強化あるいは、差別化に繋がってくる。

また、日本語教育事業者がビジネスとして成立するのが注目されている。そのため、日本語教育事業者、外国人労働者、企業が日本語教育業界として好循環になるよう支援をしていきたい。

○厚生労働省 職業安定局外国人雇用対策課長 川口 俊徳

企業の日本語教育を進めることは簡単なことではない。外国人労働者によっては、教育を受けるのであれば、給料と同額の手当を求める方々もいる。以前は技能実習生の7割が帰国していたが、今は3、4割になっている。そのような背景も踏まえ、育成就労制度の中では、日本語教育を進める中で、コスト負担をどうするのか少しずつ前進していけたらと思う。

○明治大学 国際日本学部 教授 山脇 啓造

省庁のコメントを受けて末松市長の意見はいかがか。

○三重県鈴鹿市長 末松 則子

中小企業が非常に多い日本において、手厚く日本語教育を行える企業がどれだけいるのかを考えたときに、最終的には生活者として受け入れている行政がフォローしていかなければな

らない。その議論になったときに全て基礎自治体で対応するというわけではなく、国、都道府県、市区町村が一緒になって支援ができるような、情報発信だけではなく、新たな制度を確立していくことが必要である。過渡期であると同時に、国の本気度が試されるときである。

※以下終了に当たっての主なコメント

○株式会社トピア 専務取締役 小林 龍浩

いい人材を育てると同時にいい人材に来てもらう方策が必要である。どういう人達が日本に夢を抱いて、日本に来たいと思っているのか、その人達の考えをしっかりと受け止めて、日本の魅力を企業の我々も発信していくが、行政の方々にもぜひお願いしたい。

○明治大学 国際日本学部 教授 山脇 啓造

《パネルディスカッション②総括》

日本語教育推進法の施行から5年が経って、企業の日本語教育について振り返ることができた。特に末松市長がおっしゃられたように、「国の本気度が試される時期である」と私も感じた。また、公的支援のあり方についての話もあったが、その中身や国と自治体の役割分担については、本日議論できなかった。非常に大きなテーマであるし、来年度、総社市で開催される会議では、更に掘り下げた議論が展開できたらよいと感じる。

全体総括

明治大学 国際日本学部 教授 山脇 啓造 氏

総括に当たり、3点コメントさせていただく。

① 多文化共生は全国の課題へ

今回のシンポジウムのテーマである「多文化共生は全国の課題へ」は、冒頭の総社市の片岡市長の挨拶によって、オンラインを通じて、全国の自治体に強く発信された。外国人集住都市会議のネットワークが広がることが期待できると思う。

② 国際的にみた外国人集住都市会議の存在

欧州評議会が始めたインターカルチュラル・シティやアメリカのウェルカミングシティズなど、海外にも自治体のネットワークがあるが、いずれも始まったのは 2000 年代後半である。一方で外国人集住都市会議は 2001 年に発足している。冒頭、「日本が国際的に発信できることはなんだろう」という問題提起があったが、外国人集住都市会議自体が日本の誇っていい一つの取り組みであると思う。

③ 外国人集住都市会議と都道府県との連携

今後、非集住地域の多文化共生について考えるとき、都道府県の役割は非常に大きい。これから都道府県が非集住地域への支援をしっかりとやっていくことが、全国的に多文化共生の取組を進めていく上で重要である。今後、外国人集住都市会議としても、都道府県のような広域自治体との連携を進めていくことも大事であろう。



【写真】全体総括を行う山脇教授

閉会挨拶 鈴鹿市長 末松 則子(副座長都市)

本シンポジウムでは、企業や地域の第一線で活躍される方からも多くの貴重な意見をいただいた。多くの自治体が同様の課題を抱えている今、多文化共生の推進には、国と地方自治体との連携はもちろん、関係団体や企業の皆さまのご協力のもと、取り組んでいく必要がある。登壇いただいた皆様をはじめ、本シンポジウムを開催するに当たり、多大なるご尽力をいただいた公益財団法人笹川平和財団の皆様には心から感謝を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただく。ありがとうございました。



【写真】関係各機関の連携の重要性を問う末松市長